

鴻介第1685号  
令和3年1月8日

市内居宅介護支援事業所  
鴻巣地域包括支援センター 御中

鴻巣市健康福祉部介護保険課長 矢澤 欣子

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴うモニタリング等の取扱いについて

国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、埼玉県を含む1都3県を対象とした緊急事態宣言が発出されました。これを受け、感染拡大防止のための対応をとることで、一時的に運営基準等を満たせなくなることが想定されます。この場合の本市における介護報酬、運営基準等について、当面の間、下記の取扱いとします。

なお、介護報酬等の臨時的な取扱いを含めた介護保険事業者向けの新型コロナウイルス感染症関連の最新情報は鴻巣市ホームページに随時掲載いたしますので、確認をお願いします。

#### 記

##### 1. アセスメントについて

令和2年4月15日付の鴻介第107号にて、初回のアセスメントについて面会により行うものとしていましたが、本人や家族の同意を得て、テレビ電話等で代替することを可能とします。この場合、介護報酬の減算等の対象とはなりません。

なお、聞き取り等で本人の状態の確認が困難で、対面でのアセスメントが必要と判断した場合には、感染対策を徹底し、短時間で行うようにしてください。また、アセスメントが不足している場合には、モニタリング等で再アセスメントを実施し、随時、計画の変更を行うようにしてください。

##### 2. サービス担当者会議について

サービス担当者会議開催の要否については、担当ケアマネジャーが判断するものとします。開催する場合には、事業者間は文書による照会や、テレビ電話等を行うことを可能とし、テレビ電話等で開催した際は、各事業者からの意見等をサービス担当者会議の要点等に記録することとします。利用者本人等には、担当ケアマネジャーが各事業者から意見集約した内容を説明することとし

て差し支えありません。その際は、説明した内容及び手段について記録に残すこととします。

なお、利用者本人宅にテレビ電話等の環境がある場合には、サービス担当者会議に本人が参加することに加え、担当ケアマネジャーがタブレット端末等を持ち込んで、本人等と担当ケアマネジャーと一緒にサービス担当者会議に参加することも可能です。

### 3. モニタリングについて

モニタリングについて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は「特段の事情」にあたり、感染拡大を防止するため電話等で代替することはやむを得ないと判断します。本人等の同意を得たうえで、代替手段にてモニタリングを行った場合でも、介護報酬の減算等の対象とはなりません。代替手段にて行った際には、その理由および内容を記録に残してください。

ただし、モニタリングで本人の状態等に大きな変化が確認され、計画の見直しが必要になった場合には、適切に対応するようにしてください。

以上

#### 【問い合わせ先】

介護保険課 事業者担当

電話 048 - 541 - 1321

(内線 2679, 2683)